

令和2年3月13日

障害福祉サービス事業所関係機関 各位

豊橋市福祉部障害福祉課長

(担当：福祉サービス G)

就労移行支援の再申請に係る取扱いについて（通知）

日頃は、本市福祉行政にご理解、ご協力頂きありがとうございます。

今年度、豊橋市障害者自立支援協議会就労支援専門部会にて協議の上、就労移行支援を利用して一般就労できなかつた方が再度就労移行支援を利用して早期に一般就労に繋げられるよう、就労移行支援の再申請に係る取扱いを下記のとおり定めましたので適切な取扱いをお願いいたします。

記

1. 就労移行支援の再申請について

就労移行支援の利用期間は、サービスの長期化を回避するため、2年の標準利用期間が設定されている。（ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は3年間、又は5年間）ただし、標準利用期間を超えて、サービス利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新（原則1回）が可能である。

就労移行支援利用者がしばらくサービス利用をしなかった場合、再申請において、新規申請として新たに2年間の利用を可能とするか、前回利用から継続しているとみなすかは市町村判断に委ねられているため、その取扱いについて定める。

2. 取扱い

(1) 就労移行支援の再申請において、新規申請とみなし新たに2年間の利用を可能とする要件は以下のア又はイの場合であり、利用者からの聞き取り及び事業所から提出されるサービス等利用計画案等の内容から判断する。

ア 就労移行支援の利用により一般就労をした者であつて、離職又は休職し、再申請に至つた場合

イ 当該利用者が就労移行支援を受ける必要があると豊橋市が認めた場合

上記イの「豊橋市が認めた場合」とは、次の(ア)から(ウ)を全て満たす場合

(ア) 一般就労できる見込みがある場合

(イ) 過去1年間に就労移行支援を利用しておらず、継続して1年間日中活動サービス
を利用し、訓練を続けている場合

(ウ) 過去に、この「豊橋市が認めた場合」により就労移行支援を利用していない場合
(つまり、上記イによる就労移行支援の再利用は1回とする。)

(2) 就労移行支援の再申請において、前回利用から継続していると見なす場合
標準利用期間である2年を利用していない場合

例として、1年2カ月就労移行支援を利用していたが、一般就労をすることなく、利用をやめていた場合は、継続している利用として、残り8カ月の利用を行う。

(3) 留意事項

(1) イにより就労移行支援を利用した者が、過去に標準利用期間を超えた最大1年の更新を行っている場合、再度標準利用期間を超えた更新は原則認めない。

担当：豊橋市役所 福祉部

障害福祉課 福祉サービスグループ 今野

TEL 0532-51-2697 FAX 0532-56-5134